

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険税賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御浜町は、国民健康保険税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

御浜町長

公表日

令和7年8月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険税賦課に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づく事務であり、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・転入・転出による国民健康保険資格の取得・喪失 ・社会保険等の加入・喪失による国民健康保険の取得・喪失 ・国民健康保険税賦課業務 ・国民健康保険加入適用適正化業務 ・医療費適正化の推進 ・生活保護受給の有無の確認 ・児童福祉法における施設等の入所状況 ・精神・障害等における施設等の入所状況 ・転入者の所得状況確認 ・老人福祉施設等の入所状況 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。 ・国民健康保険オンライン資格確認対応 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受け国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	宛名・口座システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（*）」という。）医療保険者等向け中間サーバー * 国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル (2) 国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項及び別表第一30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六 条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する 場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされて いる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個 人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、5 8、62、80、87、93の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項 のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含 まれる項(17、22、88、97、106、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条から第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関す る法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件 の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健 康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健 康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の 項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収 の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(4 5の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項及び別表第一30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0505
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0512
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務に係る人手を介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。例として、①特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む)事前に暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。②マイナンバー入りの書類を郵送する際、宛先に間違いがないか、関係のない人の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。③特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚に保管して施錠する。④廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか。ダブルチェックを行う等、を実施している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、総合住民情報システムへの入力に当たっては必要な項目のみ入力できる仕様としているほか作業者と別の者によるダブルチェックを経て、処理完了としている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一30の項	・番号法第9条第1項及び別表第一30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	(2)法令上の根拠 (別表第二における情報提供の根拠)	(2)法令上の根拠 (情報提供の根拠)	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	税務住民課	住民課	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	住民課長 山田 一成	住民課長	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	税務住民課	住民課	事後	
令和1年6月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	2015/3/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	2015/3/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月18日	IVリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和2年1月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	別添資料 ※1		事前	
令和2年1月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	宛名・口座システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、	宛名・口座システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、	事前	
令和2年1月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた	・番号法第9条第1項及び別表第一30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた	事前	
令和2年1月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	別添資料 ※2		事前	
令和3年7月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供	事前	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更
令和7年8月15日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	規則第14条等に基づく修正
令和7年8月15日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイル取込者	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	規則第14条等に基づく修正
令和7年8月15日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	記載なし	十分である マイナンバー利用事務に係る人手を介在する	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和7年8月15日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら	記載なし	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加

